

佐用町災害時受援計画

～ 住民・地域・行政の協働による防災力強化を目指して ～

令和 7 年 3 月 改 定

佐 用 町 防 災 会 議

はじめに

平成 21 年 8 月 9 日、台風第 9 号に伴う豪雨は、佐用町に甚大な被害をもたらしました。24 時間雨量は 326.5mm を記録。観測史上最大となる集中豪雨となり、20 人もの尊い命が奪われ、家屋損壊は、1,700 戸以上に及び、道路や農地、商店街など暮らしを支える生活基盤にも深刻な打撃を与えました。

また、防災体制を執る佐用町役場本庁舎及び上月庁舎が被害を受け防災体制を執るに当たり支障が生じました。

その状況の中で町民の皆様や電力・ガス・水道・道路など各関係機関等や国県市町村・自衛隊等の方々のご協力により、早々に防災対策を執ることができました。

また被災者の支援として、全国各地からの 16,000 人を超えるボランティアの方々、並びに各メディアの方々のご協力により、迅速な復旧作業が行え、また、全国からの声援も心の支えとなり復興への大きな力となったことを大変感謝しております。

しかし一方、平成 21 年 8 月 9 日台風第 9 号に伴う豪雨の復旧業務を行う上で、受援体制が明確ではなく支障を来していたこともあり、また、阪神淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震の教訓を生かしつつ、今後いつ起こるかわからない災害に対し、平時から受援体制を構築し、各関係機関との連携を図っていくために「災害時受援計画」を作成することとなりました。

この災害時受援計画を作成するに当たり、各関係機関の皆様には、改めて感謝を申し上げるとともに、当町の災害対応についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

《 目 次 》

はじめに

第1編 総 則	1
第1章 計画の前提	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 対象の災害	4
第2章 受援組織の設置、体制	8
第1節 受援組織の設置、体制	8
第2節 計画の発動基準	9
第2編 人的支援受入計画	10
第1章 受援対象業務一覧	10
第1節 主な受援対象業務	10
第2節 業務の優先順位	10
第3節 動員体制の確認	10
第4節 稼働可能人員の把握	10
第5節 対象業務の絞りこみ	11
第2章 応援要請先一覧	13
第1節 県及び他市町応援体制と後方支援	13
第2節 関西広域連合への応援要請	22
第3節 国土交通省近畿地方整備局への派遣要請及び後方支援	23
第4節 自衛隊への派遣要請及び後方支援	25
第3編 物的支援受入計画	28
第1章 物資受入について	28
第1節 物資受入について	28
第2節 主な物資受入対応業務	28
第2章 物資集積・配送拠点の指定、運送方法	29
第1節 物資収集	29
第2節 物資受入	31
第3節 輸送、配分、保管、供給	31
第3章 避難所等における物資の必要量・供給量の把握	32
第4章 応援要請一覧	32
第4編 災害ボランティア受入計画	34
第1章 災害ボランティア活動の派遣要請及び受け入れ	33
第1節 事前対策	33
第2節 災害ボランティア関連情報等の収集・提供	33
第3節 災害対策本部での災害VC開設の必要性の検討	33
第4節 災害VC設置の公表	34
第5節 ボランティアからの問い合わせへの対応	34
第6節 災害VCの立ち上げ準備と支援	34
第7節 関係団体や災害対策本部との連絡調整	34
第8節 災害VC運営への支援	34
第9節 専門ボランティアのコーディネート	34
第10節 災害ボランティアの受入体制	35
第11節 災害ボランティアの受け入れ・派遣に当たっての基本事項	35

第 1 編 総 則

第1章 計画の前提

佐用町災害時受援計画（以降町受援計画という。）は、次の考え方を基本方針とする。

第1節 計画の趣旨

第1款 計画の目的

この計画は、兵庫県「災害時応援受け入れガイドライン」に基づき、佐用町内において災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合また、恐れのある場合において、迅速な災害応急対応を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2款 計画の基本的な考え方

この計画の基本的な考え方は次のとおりとする。

1 早期の応援要請

大規模災害時には、災害対策業務が激増するため、災害対策本部を設置し、全庁あげて対策に取り組む必要があるが、施設や職員の被災、災害時にも止められない町BCP（業務継続計画）で定める災害時継続業務の存在や、土木・建築職員、保健師など専門的な人材の数には限りがあることなどから、町的能力（保有資源量）を越えてしまう場合がある。迅速・的確に対策を進めるためには、災害の規模を把握し、町で対応できるかどうか（応援要請が必要かどうか）を早期に判断したうえ、必要があれば応援を要請することが極めて重要である。

被害の全容が把握できない場合には、その時点で既に被害が対応能力を超えている可能性が高いため、県に対して包括的な応援要請を行う。その際に、決裁手続や文書、予算など事務的な要因で応援要請を躊躇することのないように留意する。また、過去の災害において、「経費を要する応援は要請しない」等の事例があったが、大規模災害時には応援の遅れを招きかねないことから、災害救助法の適用が決定されていない段階であっても、応援要請を躊躇しないことが重要である。ただし、大規模災害時には、隣接他市町村においても相当の被害が想定されるので、壊滅的な被害の場合、応援要請ができない状況にあることを想定し、町としても被害状況を的確に収集することに努め、町内資力を最大限活用し必要な支援を要請するように努めなければならない。

兵庫県・関西広域連合は、市町からの要請がなくても独自に情報収集を行い災害の規模に応じて先遣隊（連絡員）を派遣する場合があるので、平時から相互に連絡体制を確認することが大変重要な事である。

2 受援に必要な組織整備

大規模災害時には、応援チームも災害対策本部体制に組み込み、本部の方針の徹底、現場ニーズの吸い上げ・迅速対応を図ることが不可欠である。平時の行政事務においても人事管理や物品管理・出納の業務は行われているが、災害時に大量の要員を動員したり、外部から応援要員や救援物資を受け入れ、管理したりする機能は有していない。災害対策本部総務対策班の中に、受援を統括する組織を設け、全体の把握、需給調整を行う必要がある。受援の全体像を把握し、受援の終了や経費負担などの的確な判断につなげる。なお、受援時の組織体制のありかたについては「2 受援組織の整備とその役割」において詳述する。

3 受援業務の明確化と積極的な情報発信

支援を効果的に活用するため、支援を受ける業務をはじめ、どのような応援を求めるかを明確化し、事前及び発災後の適時適切な時期に、積極的に公表する必要がある。この観点からも、被災者と被災地に関する情報収集が重要となる。

人的支援に関しては、通常業務の延長線上の業務と、平時は行われていない災害時特有の業務があることから、発生業務とその特徴を十分踏まえた上で、「応援を求める業務」（任せる業務）について、あらかじめ明確にしておく必要がある。また、応援職員への業務の「任せ方」についても、法に基づき業務の代行を依頼する場合、特定の避難所やエリアを任せる場合、既存組織の一員として職員の指揮命令のもとで業務に従事してもらう場合など、職員が関与する度合が異なるため、「応援を求める業務」ごとに、「任せ方」を明確にしておく必要がある。その際職員は、応援チームも含めた全体業務の

指揮・コーディネート、庁内調整など、町の職員でなければならない業務に専念することを基本とすることが重要である。

物的支援では、大規模発災時に不足が予想される物資をあらかじめリストアップしておく必要がある。いずれにおいても、災害時応援協定を締結している自治体や民間事業者に対して、事前に派遣者要件や災害時に使用する文書様式等を提示し、周知を図る。

応援を要する内容は、災害の発生時期や時間の経過とともに変化していくため、的確な情報収集に基づいた即時性が求められる。このため、発災時には、被害状況や支援ニーズ、受入体制などについて、報道機関等を通じた情報提供を行う。報道機関への情報提供にあたっては、地域防災計画（風水害編）第3編第3章第5節第3款「報道機関への災害情報発信」のとおりとする。

第3款 計画の作成機関

1 作成機関

佐用町防災会議

2 佐用町防災会議の目的

佐用町防災会議は、災害対策基本法第16条及び佐用町防災会議条例（平成17年佐用町条例第146号）に基づき設置された佐用町の附属機関であって、佐用町の地域に係る防災に関する基本方針の決定、並びに佐用町地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

3 佐用町防災会議の庶務担当機関

佐用町企画防災課

第4款 計画の構成及び内容

本計画の構成及び内容について

構成	内容
1 総則	計画の前提、災害時受援体制に関する基本的な考え方、早期の応援体制・受援に必要な組織整備・受援業務の明確化と積極的な情報発信等を定める。
2 人的支援受入計画	人的支援を受入る為に、要件を明確にした要請・多様な応援形態に対応した業務分担と調整の場の設定・受援側による便宜供与と受援側への対応要請・業務マニュアルや情報システムの活用・民間事業者との連携・中長期化に備えた対応について定める。
3 物的支援受入計画	物資の集積・配送拠点の確保・拠点運営に向けた準備・輸送手段の確保・被災者ニーズの的確な把握・義援物資の取り扱いについて定める
4 災害ボランティア受入計画	全国からのボランティア受け入れに備えた体制の整備・町が災害ボランティアセンターに対して行うべき支援・災害ボランティアセンターの運営について・地元団体をはじめとするNPO/NGO等との連携を定める。

第5款 他計画及びマニュアルとの関係

町防災計画と他計画及びマニュアルとの関係は、次のとおりである。

1 県防災計画との関係

町防災計画は、平成21年台風第9号災害を踏まえ、佐用町の特性に合った修正（追加を含む。）を加えるとともに、県防災計画と共通する部分については、県防災計画を準用する。

2 町総合計画との関係

町総合計画は、町全体の行政施策について総合的に計画されており、地域防災に関する施策については、『災害に強いまちづくりの推進』として位置づけており、町防災計画に町総合計画の防災上の諸施策を組み込む。

3 町水防計画との関係

町水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水等による水災から住民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした計画であり、町防災計画と重複する部分がある。しかし、町防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、町水防計画はその範囲が水

防対策に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は町防災計画に統合・包括される。

大規模な災害発生の際には、町防災計画により企画防災課を中心とし、全対策部で災害対応を行い、小規模な災害発生の際には、町水防計画により建設課や農林振興課など、関係部署で災害対応を行う。

4 町業務継続計画（BCP）及び町受援計画との関係

災害発生時に職員及び施設等の被災を想定し、災害時に業務遂行能力が低下した状況下でも必要な人員、資材及び施設等を確保し、災害時の災害応急対策及び優先度の高い通常業務を継続するため、町業務継続計画を作成する。

また、町受援計画は、町防災マニュアルに業務内容など記載してあるが、具体的な記載がない町防災マニュアルもある。大規模な災害時に国、県、他市町、自衛隊、NPO法人、ボランティア等の応援・支援を受け入れ、迅速な災害対応を図るため、町受援計画を作成する。

なお、町業務継続計画及び町受援計画の概要を町防災計画に記載し、町受援計画の詳細は町防災マニュアルに記載する。

5 町防災マニュアルとの関係

町防災マニュアルから実践的な町防災計画の改定を行っており、町防災マニュアルにより防災対策を行っている。また、町防災マニュアルは、訓練や事後評価などによる変更などにより、その都度見直し、町防災計画に反映する。

6 避難指示等の判断・伝達マニュアルとの関係

県では平成24年4月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定した。町では、このガイドラインを参考に、① 避難情報の発令区域、発令基準、伝達内容や伝達方法を定めた具体的かつ実践的なマニュアルの整備、② 全庁組織・全職員での情報共有の徹底、③ 訓練や研修等を通じた町防災マニュアルの運用水準の向上などを図る必要があるため、河川改修終了後に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、平成26年4月1日から運用を開始した。その後、県では「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の見直しを重ね、令和4年12月に「避難判断ガイドライン（洪水・土砂災害・高潮編）-避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例-」（最新版）を策定した。町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」は、国の「避難情報に関するガイドラインの改定」（最新版）と県の「避難判断ガイドライン」（最新版）を参考に見直しを行い、「避難指示等の判断・伝達情報マニュアル」として運用を開始している。また、このマニュアルに準じて町防災計画の避難指示等の発令基準を変更する。

7 各種ガイドライン等との関係

国及び県は、大規模災害に備え、避難所運営や災害時避難行動要支援者支援など、様々なガイドライン等を作成しており、各課でガイドラインを踏まえた町防災マニュアルを作成することとなる。この作成した町防災マニュアルに準じて町防災計画を修正する。

第6款 計画の周知

本計画は、本町の職員及び防災に関する重要な施設の管理者に周知を行う。また、その他防災関係機関に平時から顔の見える関係を構築するとともに周知を行う。

第7款 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき関係機関が毎年検討し、防災会議の承認を得て修正する。このため、関係機関は、所掌する事項について修正案を防災会議事務局（佐用町企画防災課）に提出する。また、会長（町長又は代理の者）は県知事との協議をふまえて修正し、修正後はその要旨を公表する。ただし、軽易な修正内容については会長が修正し、防災会議委員に報告する。

第8款 用語

- | | |
|---------|-----------|
| 1 県防災計画 | 兵庫県地域防災計画 |
| 2 町防災計画 | 佐用町地域防災計画 |
| 3 町水防計画 | 佐用町水防計画 |

4 町業務継続計画	佐用町業務継続計画（ＢＣＰ）
5 町受援計画	佐用町災害時受援計画
6 町防災マニュアル	佐用町職員防災対策マニュアル
7 町防災会議	佐用町防災会議

第２節 対象の災害

第１款 想定する危機事象の特定

(1) 地震

① 内陸型地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震で、地震調査研究推進本部地震調査委員会は、県内に大きな影響が予想される地震の被害予測を次のとおり行っている。

想定災害等	種 別	地震規模	佐用町の震度
佐用町で震度５以上の揺れを生じさせると想定される地震	山崎断層地震		
	・那岐山断層帯	M7.6	５弱
	・主部北西部	M7.7	６強
	・主部南東部、草谷断層	M7.5	５弱
その他の想定される地震	・大原、土万、安富、主部南東部	M8.0	６強
	有馬－高槻断層帯地震	M7.7	４以下
	山崎断層地震地震（主部南東部）	M7.7	４以下
	六甲・淡路断層帯地震		
	・六甲山地南縁－淡路島東岸	M7.9	４以下
	・淡路島西岸	M7.1	４以下
	・先山断層帯	M6.6	４以下
	中央構造線断層帯地震		
	・金剛山地東縁－和泉山脈南縁	M7.7	４以下
	・紀淡海峡－鳴門海峡	M7.7	４以下
	・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	M8.4	４以下
	上町断層帯地震（大阪府）	M7.5	４以下
	生駒断層帯地震（大阪府）	M7.5	４以下
	三峠－京都西山断層帯地震（京都府）		
	・京都西山断層帯	M7.6	４以下
	・上林川断層帯	M7.2	４以下
	・三峠断層帯	M7.2	４以下
	大阪湾断層帯地震	M7.5	４以下
	山田断層帯地震（京都府）		
	・主部、郷村断層帯	M7.4	４以下
	花折断層帯中南部地震（滋賀県）	M7.4	４以下
	木津川断層帯地震（京都府）	M7.3	４以下
	奈良盆地東縁断層帯地震（奈良県）	M7.4	４以下
	御所谷断層帯地震	M7.2	４以下
	養父断層帯地震	M7.0	４以下
	鳥取地震（鳥取県）	M7.2	４以下

② 海溝型地震

海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側プレートの下に潜り込もうとする海側プレートに引きずられて大陸側プレートが跳ね返って発生する地震で、兵庫県では県内に大きな影響が予想される地震の被害予測を次のとおり行っている。

想定災害等	種 別	地震規模	佐用町の震度
佐用町で震度５以上の	東海・東南海・南海地震	M8.5	５強

想定災害等	種 別	地震規模	佐用町の震度
揺れを生じさせると想定される地震	東南海・南海地震	M8.5	5 強
	南海地震	M8.4	5 強

③ 直下型地震

兵庫県では、県内どこでも起こりうる M7 未満の断層（伏在断層）地震の被害予測を次のとおり行っている。

想定災害等	種 別	地震規模	佐用町の震度
佐用町で震度 5 以上の揺れを生じさせると想定される地震	佐用町直下型地震	M6.9	6 強

④ 危機事象

①、②及び③の結果から、佐用町で最も震度が大きいのは「山崎断層帯地震」と「佐用町直下型地震」である。

山崎断層帯地震（主部北西部）と佐用町直下型地震の被害想定は、基本項目（震度、建物被害、人的被害）のみであるため、想定する危機事象は、基本項目に加えてライフライン等の被害想定がされている山崎断層帯地震（大原、土万、安富、主部南東部）とする。

	想 定	出 典
想定地震	山崎断層帯地震（M8.0・震度 6 強） 大原、土万、安富、主部南東部	地震調査研究推進本部地震調査委員会の想定
発災条件	人的被害等が最大となると予想される早朝、夕方の発生（風速 15m/s）	県の想定

(2) 水 害

想定する危機事象は、佐用町において甚大な被害が発生した「平成 21 年台風第 9 号災害」とする。

第 2 款 想定する危機事象による被害想定

(1) 地 震（出典：兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部編）等）

被害想定は、次のとおりとする。（早朝 5 時、夕方 18 時、風速 6m/s 以上）

① 人的被害等

時間帯別被害想定		5 時から 6 時	18 時から 19 時
項 目			
人的被害 ・ 死者数	建物倒壊	8	6
	がけ崩れ	8	8
	火 災	1	1
・ 負傷者数 （うち重傷者）	建物倒壊 （うち重傷者）	75 3	55 3
	がけ崩れ	10	10
	火 災	0	0
建物被害 ・ 全 壊	木 造（揺れ）	116	116
	非木造（揺れ）	8	8
	がけ崩れ	120	120
	液状化（木 造） （非木造）	15 6	15 6
	焼 失	1	1
・ 半 壊（揺れ）	木 造	1,231	1,231
	非木造	50	50

時間帯別被害想定		5時から6時	18時から19時
項 目			
	がけ崩れ	280	280
避難者数	建物被害	819	819
	断水による避難者	1日後 1,553	1日後 1,553
		4日後 1,213	4日後 1,213
		1月後 928	1月後 928
	避難所生活者数	1日後相当 617	1日後相当 617
		約4日後 274	約4日後 274
		約1月後 36	約1月後 36

② ライフライン

項 目	被害想定
水道（断水）	1 日後 4,619 人、4 日後 1,386 人、1 月後 1,060 人（復旧日数：106 日）
下水道（支障）	1 日後 213 人、4 日後 5 人（復旧日数：3 日）
電 力	関西電力株式会社による被害想定結果 ■ 停電軒数 557 軒（2.8%）
電 話	固定電話（阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出） 電話通信会社による被害想定結果を採用することを基本とする。 各市町区別の N T T ビル収容回線数を元に、山崎断層帯地震での想定震度（震度 6 強）の被災率により推定したものである。 ■ 固定電話の被災想定回線数（N T T／固定電話・ネット回線） 震度階別想定被災率（震度 6 強）1,282 回線（13.5%）
	携帯電話（阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出） 電話通信会社による被害想定結果を採用することを基本とする。 停電率と不通回線率から携帯電話不通ランク（A～C）を評価
	ランク A 非常につながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 50%超
	ランク B つながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 40%超
	ランク C ややつながりにくい 停電率・不通回線率の少なくとも一方が 30%超
	■ 影響内容 佐用町はランク B に該当し、停電や伝送路断線等により無線基地局設備へ影響があり、通信が殺到し、通信がつながりにくい状況となる。 ■ 影響加入者数 7,000 人

③ 交通機能

震度 6 弱以上のエリアを中心に通行支障が発生する。（自動車での参集はできない。）
山間部の道路が通行困難となり、孤立集落が発生する。（当該地域に居住する職員の参集は、当面困難となる。）

鉄道は、被害や安全確認等により、当面の間（1 週間以上）は利用困難となる。

④ 廃棄物発生量

木造倒壊：4 万 5 千 t、非木造倒壊：7 万 6 千 t

※ 焼失建物による震災廃棄物量は含まれていない。

⑤ 防災拠点（本庁舎・各支所）、西はりま消防組合（佐用消防署）

防災拠点は RC 造りで耐震補強されており、倒壊の心配は低いと考えられる。

※ 構造物の倒壊は低いと考えられるが、天井の落下、外壁や窓ガラスなどの破損・落下付

属設備や機器の転倒・落下など、安全が確保できないことは想定される。

(2) 水 害（平成 21 年台風第 9 号災害の被害状況）

① 人的・住家被害の状況（※町調査による）

	死者	行方不明者	合計
人的被害（人）	18	2	20

	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水※	合計
人家被害（棟）	139	269	483	157	742	1,790

② 避難者数（※町調査による）

	当日	1 日後	3 日後	7 日後	1 月後
避難者数	2,291	686	167	104	23

③ 孤立集落（平成 21 年 8 月 13 日全地区解消）

地区名	対象世帯数	対象人員	孤立原因
宇 根	28	63	進入路崩壊
目 高	8	10	〃
若 州	3	3	〃
水 根	5	5	〃
下長尾	3	8	〃

④ ライフラインの被害と復旧状況

ア) 水道（全面復旧：平成 21 年 8 月 27 日・18 日後）

	1 日後	2 日後	3 日後	6 日後	10 日後
飲料水の供給	4,350 世帯 13,919	4,350 世帯 13,919	4,350 世帯 13,919	1,850 世帯 5,922	4 世帯 11

イ) 電気

種別	被害状況			全面復旧完了日
電気	停電戸数	8/10 ピーク時	約 2,700 戸	9 月 7 日

⑤ 高速道路の状況

種別	規制区間	規制内容	規制開始時刻	備考
高速道路 （中国自動車道）	山崎 IC～佐用 IC（上下線）	通行止	8 月 9 日 19:51	
	山崎 IC～美作 IC（上下線）	通行止	8 月 9 日 19:55	佐用～美作間の追加
	山崎 IC～津山 IC（上下線）	通行止	8 月 10 日 00:10	美作～津山間の追加
	山崎 IC～津山 IC（上り線） 福崎 IC～津山 IC（下り線）	通行止	8 月 10 日 01:00	山崎～福崎（下りのみ） の追加
	上記規制区間すべて	通行止解除	8 月 10 日 17:30	作東（出入）、佐用（流出） のランプ規制は継続
	佐用 IC（流出ランプ）	規制解除	8 月 12 日 10:00	規制の全面解除

⑥ 道路の被害状況（佐用町内の通行不能箇所）※片側通行箇所は町内で 100 箇所以上

道路種別	崩土などによる全面通行止の箇所数
県管理道路	24 箇所
町管理道路	52 箇所

⑦ 鉄道の被害状況

路線名	運行不可能区間	運行再開状況
JR 姫新線	播磨新宮駅～ 美作江見駅	播磨新宮駅～佐用駅間の運行再開（8/21） 佐用駅～美作江見駅間の運行再開（10/5）→全線開通
智頭線	久崎駅～大原駅	全線運行再開（8/29）

⑧ 防災拠点（本庁舎・各支所）、西はりま消防組合（佐用消防署）

本庁舎 1 階浸水（10 月 30 日工事完了、上月支所 1 階浸水（11 月 6 日工事完了）

※ 南光支所、西はりま消防組合（佐用消防署）も浸水想定区域内にあり浸水の可能性がある。

第2章 受援組織の設置、体制

第1節 受援組織の設置、体制

第1款 受援組織の設置

受援組織については、総務対策部に設置するが、発災時には、職員は災害対応に忙殺されることが予想されること、またBCP（災害時業務継続計画）で定める業務を実行する必要があることから、構成員については総務対策部以外から応援を得ることを想定しておくなど、専任職員確保の実効性を高めておく。また、災害業務以外にもBCP（災害時業務継続計画）その他、通常業務についても各課で対応することを考慮し、対策部また各課の連絡担当者も定めておく。

構成員としては、災害対策本部設置時においては、災害対策の構成員とするが、復興本部設置時等においては、（地域防災計画風水害編第5編第1章）定める復興本部の構成員とする。

災害対策本部と復興本部は、状況により同時に対策を執る場合がある。

災害対策本部設置時受援体制
指揮者 総務対策部長（課長級職員1名）
事務 総務対策部情報班（室長級1名・担当職員2名） 財政班（室長級1名・担当職員2名）
他各部 連絡調整責任者は、各対策情報班員とする。
※復興本部が設置された場合、構成及び分掌事務については、設置時に定める

第2款 受援組織の役割・事務分掌

受援組織が担うべき役割と事務として下記が挙げられる。

- ① 他自治体や民間企業・団体等に対する人的支援、物的支援の要請に関すること
- ② 他自治体や民間企業・団体等から支援の申し出にかかる当初の連絡受信に関すること
- ③ 支援受け入れにかかる各部・支所、物的支援集積・配送拠点との連絡調整に関すること
- ④ 災害ボランティアセンターの設置依頼及びセンターとの連絡調整に関すること
- ⑤ 各部連絡担当者との調整会議の開催に関すること
- ⑥ 各部・支所、物的支援集積・配送拠点、災害ボランティアセンターにおける応援の受け入れ状況やニーズの取りまとめに関すること
- ⑦ 応援受け入れに関する対外的な情報発信に関すること
- ⑧ 執務場所など応援受け入れに活用できる資源の割り振りに関すること

第3款 調整会議等の開催

災害対策本部会議での決定事項の各部受援担当者への周知や、各部での要望で全体的な調整を要する事項の協議などのための、調整会議の開催や会議の出席者を定めておく。また、各部の受援担当者を中心に、応援職員とのミーティングで情報共有を図り、必要に応じて、調整会議に応援職員の出席を求めることができるようにしておく。

第4款 受援終了の検討

受援開始後は、各業務の業務量や物資の必要量と今後の見通し、自前での要員や物資の確保状況などを把握し、応援側と協議の上、受援の必要がなくなった業務ごとに、撤収を要請し応援の受入を終了することになる。さらに、受援全体について、受援本部で期間を定め、定期的に情報を集約し、町での業務遂行が概ね可能と判断される段階で、原則的な受援の終了を検討し、災害対策本部長が判断する。タイミングとしては、応急対策に一応の目処が付き、災害対策本部が復興本部に移行する時期等が考えられる。ただし、災害対策本部と復興本部は、状況により同時に対策を執る場合がある。

第5款 経費負担の考え方

要請別	費用負担者
1 協定を通じての要請による支援	協定で費用負担について定めがある場合は、その協定に基づく。 協定で費用負担について定めのない場合は、原則、費用は、被災自治体が負担 【物的支援】 (1) 備蓄物資：提供した物資の購入費及び輸送費 (2) 調達物資：物資の購入費、輸送費 (3) ヘリコプター、車両、船舶、機械器具など：借上料、燃料費、輸送費、修理費 (4) 施設の提供：借上料 【人的支援】 (1) 応援自治体等が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額および諸手当の額の範囲内 (2) 応援業務による負傷、失病、死亡の場合の、地方公務員災害補償に要する費用については、応援自治体の負担とする。 (3) 応援職員などが与えた業務上第三者への損害、または損害が応援業務の従事中に生じたもの（ただし、被災自治体への往復途中において生じたものについては、応援自治体等が負担） (4) 他応援職員の派遣に関する経費については、応援自治体と被災自治体で協議する。
2 被災自治体からの直接要請による支援	原則、費用はすべて被災自治体が負担 【物的支援】 応援に要した費用を被災自治体が負担 【人的支援】 短期人的支援：支援に要した費用を被災自治体が負担 長期人的支援：給与を含めた派遣費用を被災自治体が負担
3 支援自治体の独自の判断による支援	協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援に要する費用をそれぞれの応援市町に負担を依頼するが、被災程度により災害救助法が適用されると、これらの費用については兵庫県が支弁することとなっていることを周知しておく必要がある。 大規模災害等により、防災対策を執る庁舎や職員などが被災し、応援要請ができない場合がある。被災の状況の把握が行われていない場合、支援自治体の判断で支援をされる場合、基本的に2の要請による支援と同様の扱いとする。しかし、被害状況により受入できない場合がある。

第2節 計画の発動基準

第1款 計画の発動基準

大規模地震、また、広範囲の豪雨による大規模な河川氾濫・土砂災害の多数同時発生など、町だけでは対応しきれない被害を及ぼす自然災害が発生した場合、本部会議で検討し、町受援計画を基に受援体制を執る。

大規模災害時には、被害状況の把握が困難となるため、平時から町受援計画の体制をできるだけ明確にし、災害救助法が適用される前であっても、全容を推定することができる情報を収集し、保有している資源で対応できる規模かどうかを迅速に判断し、対応できないと判断される場合は、町受援計画を発動し、受援体制を整えることができるようにしておく。

地震発生時には、以下のとおりとする。

町内で震度6以上の地震発生においては、町受援計画を自動的に発動し、応援要請を行う事を前提に本部会議で町内の全容状況の把握を行って防災体制を執る。

町内で震度5（強・弱）の地震発生においては、被害規模によって応援要請を災害対策本部会議で検討する。

第 2 編 人の支援受入計画

第1章 受援対象業務一覧

第1節 主な受援対象業務

主な受援対象業務については、通常業務の拡大及び災害時特有の業務がある。

【発生業務と特徴】

業務の種別		業務の例	特 徴
通常業務の拡大	通常業務の延長業務	消火、救助、防疫等	・専門的、技術的で対応可能な人材が限定される。 ・業務が自治体間で似ており比較的応援が容易 ・消防、医療等全国的な応援システムが構築されている業務もある。
	災害時に生じる業務	医療、道路管理(通行止、道路啓開)、被害調査・査定、管理施設の復旧等	
災害時に特有の業務	応急対応業務等	避難所開設、被災者支援、物資の応援・受援等	・ノウハウが少ない。 ・多くは人海戦術で対応 ・状況や地域特性に応じ対応が変わる。

第2節 業務の優先順位

地域防災計画では、予防・応急・復旧・復興の大まかな区分に留まっていることが多いが、時系列的に業務の優先順位を確認する。被害の状況により優先度が変化することに留意する。

B C P（業務継続計画）第1章「業務継続の基本方針等」に示した基本方針に基づく、全庁的な災害応急対策業務の業務継続における目標は、災害応急対策業務の業務継続目標のとおりとする。

これは、地域防災計画災害応急対策業務の業務継続目標を定めたものであり、災害時の優先業務を通じ業務と応急業務を対策部ごとに一覧に示している。

第3節 動員体制の確認

地域防災計画では、災害の規模に応じて職員の動員体制を定めているのが一般的である。単に「全職員参集」等の概括的な規定だけでなく、自団体の職員数（技術職、有資格者数）、備蓄物資量、車両数を把握し、必要に応じて動員する体制が必要である。

第4節 稼働可能人員の把握

災害時にも休止できない通常業務もあるため、すべての職員を災害対策業務に従事させることはできない。そのため、所属別のマニュアル作成等を通じて通常業務も含めた業務分析を行い、実際に災害対策に割ける職員数を把握しておく必要がある。その際、職員も被災する可能性があることを考慮する。

また、一步進めて通常業務の優先度、再開の目標時間、職員の食料等も含めた業務に必要な資源の確保・配分等を全庁的に分析し、業務継続計画（B C P）として作成しておくことも効果的である。

佐用町の業務継続計画では、職員参集率は以下のように算出し想定している。

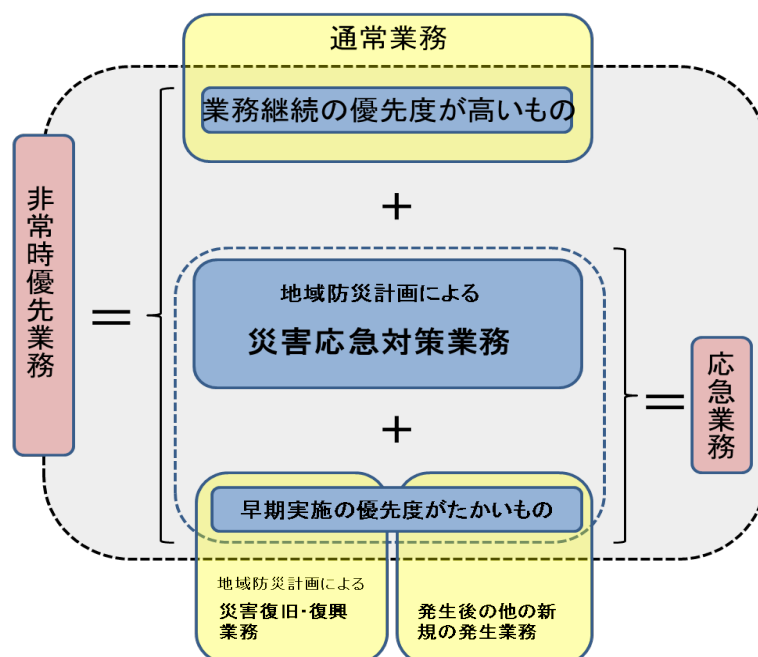
1 時間後	3 時間後	12 時間後	1 日後	3 日後	1 ヶ月後
12%	36%	58%	60%	70%	90%

※休日に震度6強の地震が起きた場合を想定。

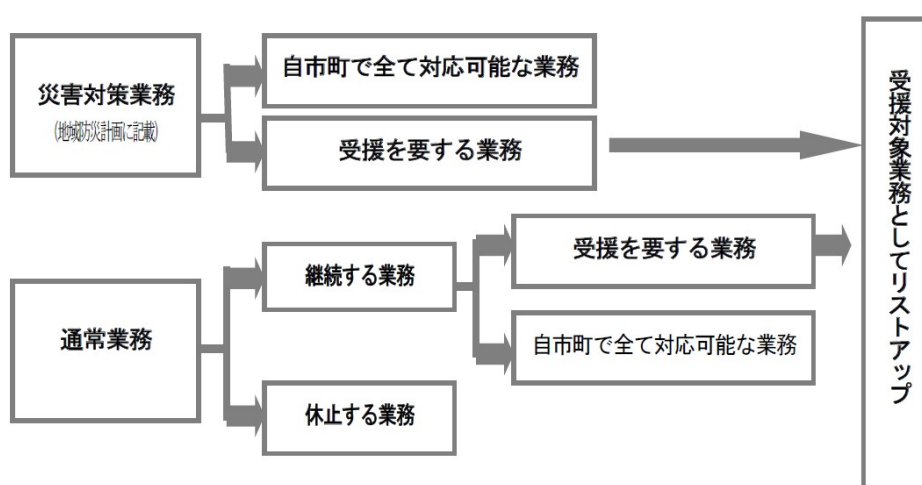
第5節 対象業務の絞りこみ

対象業務の絞り込みを検討するにあたっては、大規模な災害発災時にあっても優先して実施すべき業務を特定する必要がある。これが「非常時優先業務」である。

風水害等により大規模な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、町自身も被災する可能性は高いため、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じる。そのような状況の中で、直ちに地域防災計画の災害応急対応計画に基づき、迅速に災害応急対策業務を実施するとともに、住民生活に密着する通常業務を継続して実施する必要がある。



具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い応急・復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。



【主な災害対策業務】

種別	想定される応援内容
体制の確立	防災担当職員、人と防災未来センター研究員等の派遣（災害対策に関する助言）、情報提供、応援調整、フェニックス防災端末入力支援等）
救助・救急、消火活動	緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の出動、DMAT の派遣
医療活動	救護班の派遣、救護所の設置、医師・看護師の派遣、傷病者の受け入れ
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、被災文教施設応急危険度判定士の派遣
社会基盤施設の緊急対策	土木・農林職員（災害査定、復旧工事）、建築職職員（庁舎・公共施設等復旧工事）の派遣
避難所運営	避難所運営要員の派遣
広域避難	避難者の受け入れ
物資供給	食糧・飲料・生活必需品、資機材等の供給
物資収集・配送拠点運営	運営職員派遣
輸送手段確保	ヘリ、鉄道、船舶、トラックのあっせん
給水	給水車の派遣
健康・保健	保健師、管理栄養士の派遣（被災者の健康、栄養相談、避難所の衛生対策、防疫、消毒等）仮設風呂の設置
福祉	ケースワーカー、ヘルパー等の派遣
こころのケア	こころのケアチームの派遣
生活衛生対策	仮設トイレの提供、し尿くみ取り車の派遣
防疫対策	消毒薬、資機材の供給、消毒要員の派遣
遺体の火葬	火葬場の提供
被災住宅応急修理	建築職職員の派遣
応急仮設住宅	建築職職員、用地買収担当職員の派遣
復興公営住宅	建築職職員の派遣
まちづくり	都市計画従事職員の派遣（復興土地地区画整理事業支援等）
水道の応急復旧	水道復旧要員の派遣
下水道の応急復旧	下水道復旧要員の派遣
災害廃棄物の処理	パッカー車の派遣
ペットの対策	動物愛護支援職員の派遣
被災者の生活支援	建物被害認定士の派遣、窓口担当職員の派遣（罹災者名簿作成業務、罹災証明書発行業務、各種支援窓口業務（弔慰金、生活再建支援金、義援金、生活福祉資金特例貸付、課税等）、相談業務等）
災害救助法業務	災害救助担当者の派遣（市町担当者に対する説明・指導等）
市町事務全般	戸籍担当職員、税務担当職員等の派遣
学校の教育機能の回復	震災・学校支援チーム（EARTH）、スクールカウンセラー、教職員、退職職員（教育復興支援）の派遣
文化財の緊急保全	学芸員、埋蔵文化財調査員の派遣
復興計画の策定	経験者の派遣（復興計画策定に向けた支援）
災害ボランティアの活動促進	ボランティアコーディネーター、ボランティアバス等による災害ボランティアの送り込み・あっせん 等

※非常時通常優先業務については、佐用町業務継続計画に記載している

第2章 応援要請先一覧

第1節 県及び他市町応援体制と後方支援

総務対策部は、町単独では災害対応が困難であると判断した場合、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、県及び各市町村に応援要請を行う。

※「派遣・応援・支援要請及び後方支援マニュアル」及び「消防応援要請マニュアル」参照

第1款 被害状況、必要な応援内容の把握

地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3節「情報の収集」第3款「被害情報の収集」参照

第2款 応援要請の種別

要請先	要請内容	根拠法令等
指定地方 行政機関の長	☐ 当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法 29 条第 2 項
県知事	☐ 指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 ☐ 他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請 ☐ 応援の要求及び応急措置の実施要請 ☐ 職員の派遣要請	災害対策基本法 30 条第 1 項 災害対策基本法 30 条第 2 項 災害対策基本法 68 条 地方自治法 252 条 17
他の市町長等	☐ 応援の要求 ☐ 職員の派遣要請 ☐ 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法 67 条 地方自治法 252 条 17 各協定

第3款 応援協定（既協定の締結状況）

■ 災害時等応援協定等締結状況（令和 6 年 12 月 佐用町）

No	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先
1	H8. 7. 1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害 応急対策活動の相互応援に関する協定	災害	兵庫県 2 市 1 町 岡山県 2 市 1 村
2	H18. 3. 27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	災害	西播磨地域 5 市 5 町
3	H24. 8. 30	播磨広域防災連携協定	災害	播磨地域 13 市 8 町
4	H18. 11. 1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	災害	兵庫県及び県内市町
5	H17. 9. 1	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協 定	災害	兵庫県、県内市町及び 関係一部事務組合
6	H10. 3. 16	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	災害	兵庫県、県内市町、県内企業団、 日水協県支部及び県簡水協会
7	H18. 12. 1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	マックスバリュ西日本株式会社 (現：株式会社フジ)
8	H18. 12. 1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	NPO 法人コメリ災害対策センター
9	H20. 4. 1	佐用町災害ボランティアセンターの設置等 に関する協定	災害	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
10	H23. 3. 25	災害発生時における障害物除去等の協力に 関する協定	災害	佐用郡自動車整備業組合
11	H24. 1. 25	災害時等における応急対策活動に関する協定	災害	佐用郡土木組合
12	H24. 3. 8	災害時等における相互協力に関する協定	災害	西日本高速道路株式会社 関西支社福崎管理事務所 (現：福崎高速道路事務所) 中国支社津山高速道路事務所

No	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先
13	H24. 3. 30	災害時における施設使用に関する協定	災害	西日本電信電話株式会社兵庫支店
14	H24. 5. 9	災害に係る情報発信等に関する協定	災害	ヤフー株式会社 (現: L I N E ヤフー株式会社)
15	H24. 10. 1	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	災害	南光園、いちょう園、三原ホーム、播磨園、 千種川リハビリテーションセンター、はな みずき、朝陽ヶ丘荘、聖医会、平成福祉会、 祐あいホーム上月、サンホームみかづき
16	H24. 11. 15	災害時等の応援に関する申し合わせ	災害	国土交通省近畿地方整備局
17	H25. 5. 31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	災害	日本郵便株式会社
18	H26. 2. 27	災害時における支援協力に関する協定	災害	一般社団法人兵庫県 L P ガス協会 西播西支部佐用地区会
19	H27. 11. 4	災害時における物資等の確保に関する協定	災害	生活協同組合コープこうべ
20	H28. 5. 12	災害等発生時相互協力に関する協定	災害	智頭急行株式会社
21	H28. 10. 1	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	災害	兵庫県行政書士会
22	H29. 10. 11	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	災害	株式会社 T&T JUAVAC ドローン エキスパートアカデミー兵庫校
23	R2. 1. 29	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	災害	合同会社ドローンの窓口
24	R2. 1. 29	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害	株式会社ゼンリン関西支社
25	R2. 9. 1	兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定	災害	宍粟市、上郡町、美作市、西粟 倉村、智頭町
26	R2. 8. 6	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	災害	セッツカートン株式会社、 J パックス株式会社
27	R2. 8. 28	災害時における施設等の利用に関する協定	災害	国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所
28	R3. 2. 15	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	災害	一般社団法人兵庫県トラック協会
29	R3. 7. 19	神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定	災害等	神戸市
30	R3. 9. 15	佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定	災害等	大塚製薬株式会社
31	R4. 2. 2	災害時における連携協力に関する協定	災害	兵庫県弁護士会
32	R4. 3. 16	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	災害	関西電力送配電株式会社兵庫支社(現:姫路本部)
33	R6. 2. 14	災害時における支援協力に関する協定	災害	兵庫県石油商業組合
34	R6. 4. 4	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	災害	兵庫県司法書士会

第4款 県及び市町相互応援

本部長は、応急対策を実施するに当たり、県及び他市町の応援に関し、次に該当すると認められるときは、原則として県地方本部（西播磨県民局）に対し応援要請を行う。

- ・ 各対策部の相互応援及び役場退職者等の応援をもってしても応急対策の実施が困難であり他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合。
- ・ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合。

(1) 応援要請先(地域防災計画(資料編) 第2編「災害・予防応急対策計画」

第6章「広域応援体制」第3「応援要請等」5「県への要請事項・担当・要請先一覧表」参照)要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	町(統括部)指示 →(総務対策部)	県地方本部(事務局)
隣接市町での避難所の開設 陸上鉄道輸送の要請 航空輸送の要請 陸上自動車輸送のあっせん 専門家の派遣 災害救援専門ボランティアの派遣	町(各対策部) →(総務対策部)	県地方本部(事務局) 町(統括部)
物資のあっせん 物資のあっせん(福祉関係機器) 食料の調達・あっせん	町(生活対策部) →(総務対策部)	県地方本部(事務局) 町(統括部)
遺体処置・埋葬等(広域火葬、 ドライアイス・棺等の確保、あ っせん、遺体の搬送) 風呂対策支援	町(生活対策部) →(総務対策部)	県健康福祉事務所(保健所)
放送要請 緊急警報放送要請 報道要請	町(各対策部) →(総務対策部)→ (統括部)	県地方本部(事務局)
ヘリコプターの出動	町(総務対策部) →(統括部) 西はりま消防組合佐用消防署	西はりま消防組合 県消防防災航空隊 県本部が設置された場合(県 本部事務局)
消防・救急応援	西はりま消防組合佐用消防署	西はりま消防組合、県本部(事 務局) 町(総務対策部)→(統括部)
ガレキ処理対策、ごみ処理対 策、し尿処理対策	町(生活対策部)	県民局県民躍動室 町(総務対策部)→(統括部)
保健師・栄養士等保健関係者の 派遣	町(医療健康対策部)	県健康福祉事務所(保健所) 町(総務対策部)→(統括部)
医療関係者の派遣	町(医療健康対策部)	県地域医療情報センター(龍

第6章「広域応援体制」第3「応援要請等」5「県への要請事項・担当・要請先一覧表」参照)要請事項	要請元	要請先
		野健康福祉事務所 町（総務対策部）→（統括部）
患者受入医療機関のあっせん	各医療機関 町（医療健康対策部）	県地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所） 町（総務対策部）→（統括部）
医療用水の確保	各医療機関	県地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所） 町（医療健康対策部）→（総務対策部）→（統括部）
ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	各医療機関	県地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所） 町（医療健康対策部）→（総務対策部）→（統括部）
ヘリコプターによる患者搬送	各医療機関 →西はりま消防組合佐用消防署	西はりま消防組合 県消防防災航空隊 県本部が設置された場合 県本部事務局
医薬品の供給	各医療機関	県薬務課 町（医療健康対策部）→（総務対策部） →（統括部）
血液の安定供給	町（医療健康対策部）	県薬務課 町（総務対策部）→（統括部）
	各医療機関	県赤十字血液センター
感染症対策薬剤等の提供	町（医療健康対策部）	県健康福祉事務所（保健所） 町（総務対策部）→（統括部）
愛玩動物の保護・収容	町（生活対策部）	県健康福祉事務所（保健所） 動物愛護センター 町（総務対策部）→（統括部）
生活必需物資の流通確保	町（生活対策部）	県地方本部（商工労政班） 町（総務対策部）→（統括部）
非常災害用木材の調達・あっせん	町（建設農林対策部）	県光都農林振興事務所 町（総務対策部）→（統括部）
建設資機材等のあっせん	町（建設農林対策部）	県本部（事務局） 町（総務対策部）→（統括部）
被災宅地危険度判定士の派遣 応急危険度判定士の派遣	町（建設農林対策部）	県建築指導課 町（総務対策部）→（統括部）
応急仮設住宅の建設支援	町（生活対策部）	県公営住宅整備課 町（生活対策部）→（総務対策部）→（統括部）

第6章「広域応援体制」第3「応援要請等」5「県への要請事項・担当・要請先一覧表」参照)要請事項	要請元	要請先
公営住宅の一時入居	町（生活対策部）	県公営住宅管理課 町（生活対策部）→（総務対策部）→（統括部）
飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	町（上下水道対策部）	県生活衛生課水道班 町（総務対策部）→（統括部）
下水道復旧工事に関する人材派遣	町（上下水道対策部）	県土木部下水道課（下水） 県土地改良事業団（農集） 町（総務対策部）→（統括部）
警察官の協力要請	町（各対策部） →（総務対策部）	警察署 町（統括部）
救助用建設資機材	町（建設農林対策部）	県本部（事務局） 町（総務対策部）→（統括部）

(2) 応援要請の方法

本部長は、知事（県本部長）に各種の応急措置等の応援要請を行うにあたっては、県地方本部（県民局）を経由し、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請する。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、FAX等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

① 応援を要請する理由（被害の状況等） ② 応援用物品等の品目・数量 ③ 職員の職種及び人員数 ④ 応援の場所及びその場所への経路 ⑤ 応援を必要とする期間 ⑥ その他の必要な事項

(3) 応援活動記録の整理

各対策部は、応援を受けた県及び他市町の応援活動について、次に掲げる事項を応援活動記録として整理する。

① 災害の状況及び応援を要請した理由 ② 応援の期間 ③ 応援を受けた人員、物資・資材・機械器具等の品名及び数量 ④ 応援を受けた場所 ⑤ 応援を受けた活動内容 ⑥ その他の必要事項

第5款 兵庫県広域消防相互応援

(1) 兵庫県広域消防相互応援協定

消防長は、大規模災害等が発生し、西はりま消防組合だけでは対応困難な場合、「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づき、県及び市町に応援要請を行う。

要請が完了すれば直ちに本部長に報告する。

(2) 緊急消防援助

本部長は、災害の規模が大きく、兵庫県広域消防相互応援協定と併せてさらなる応援が必要と考えられる場合、知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(3) 応援要請に関する連絡先

協定名	連絡先名	電話番号
兵庫県広域消防相互応援協定	姫路市消防局	昼間 079-223-9567 警防課 夜間 079-223-0003 情報指令課
緊急消防援助隊	兵庫県	平日（昼間）078-362-9873 消防保安課 休日・夜間 078-362-9900 災害対策センター

(4) 応援要請に関する事務連絡

応援要請を行う場合、西はりま消防組合は次の事項を応援先に連絡する。

① 災害の発生場所及び被害概要 ② 必要とする車両、人員及び資機材 ③ アクセス路の状況（通行止め、通行規制等） ④ 集結場所及び活動内容 ⑤ その他必要事項

(5) 応援隊の誘導

佐用町の応援部隊の災害現場等への誘導については、西はりま消防組合佐用消防署職員が行う。

第6款 県及び市町応援職員への後方支援

災害対策基本法や各種協定に基づき、他の地方公共団体、関係機関等に対し応援を要請した場合の職員等の受け入れとその後方支援は、次により行う。

(1) 関係対策部への連絡

総務対策部は、県及び他市町の応援職員が決定した場合は、当該応援職員の人員、到着日時等必要な事項を確認し、関係する対策部に対し速やかに連絡する。

(2) 受け入れ体制の整備

総務対策部は、下記に示すような応援要請や、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。

① 要請、応援活動等で整理する内容

(ア) 要請場所、要請作業、要請期間・時間（応援先に対して） (イ) 参集場所 (ウ) 応援職員に対する情報提供窓口 (エ) 応援職員の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先 (オ) 活動・滞在時間、食料・飲料水の有無 (カ) 搬入物資内容・量、返却義務の有無 (キ) 応援活動実績記録（事故等の記録を含む） (ク) 応援部隊間の連絡方法

② 食料、飲料水、宿泊所等の準備

応援職員は自立できることが原則であるが、自立できない場合、総務対策部は生活対策部に指示し、必要最低限の食料、飲料水、待機・宿泊場所、駐車場等を準備する。

(3) 受け入れの手続き等

① 総務対策部

総務対策部は、応援職員を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は滞在・宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な連絡事項の確認および案内を行った後、速やかに関係対策部の責任者に引き継ぎを行う。

② 各対策部

各対策部は、当該応援職員の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで応援職員との連絡、応対等に当たる。

各対策部は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等について必要な記録を行う。

各対策部は、1日の業務終了後、速やかに応援活動記録を総務対策部に提出する。

総務対策部は、各対策部からの報告書を取りまとめ、町災害対策本部を通じて本部長に提出する。

③ 経費負担

相互応援協定に基づく経費負担は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」の定めるところによる。

第7款 給水

上下水道対策部長は、現地情報調査員（原則：県企業庁水道課）と協議を行った後、災害対策本部に連絡し、県企業庁水道課へ兵庫県水道災害相互応援協定に基づき、応援給水を要請する。

(1) 活動内容の手順

① 被害状況、必要な応援内容の把握

上下水道対策部は、各浄水場・配水池・ポンプ場や配水・送水管路等の稼働の可否を判断しながら被災状況を確認する。

② 応援協定

■ 災害時等応援協定等締結状況（令和6年12月 佐用町）

No.	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先 締結者
1	H18. 3. 27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	災害	西播磨地域 5 市 6 町
2	H18. 11. 1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	災害	兵庫県及び県内市町
3	H10. 3. 16	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	災害	兵庫県、県内市町、県内企業団、 日水協県支部及び県簡水協会

(2) 兵庫県水道災害相互応援に関すること

本部長は、県知事（県本部長）に各種の応急措置等の要請を行うにあたっては、県地方本部（県民局）等を経由し、次事項を可能な限り明らかにして、県に対し兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、応援要請書により、要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、FAX又はフェニックス防災システム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

応援活動は、上下水道対策部からの各対策部応援活動報告書に基づき、次に掲げる事項について応援活動記録として整理する。

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 応援の期間
- ③ 応援を受けた物資・資材・機械器具等の品名及び数量
- ④ 応援を受けた場所
- ⑤ 応援を受けた活動内容
- ⑥ その他の必要事項

上下水道対策部からの各対策部応援活動記録一覧表（日別）、各対策部応援活動記録一覧表（集計表）に基づき、総務対策部は佐用町応援活動記録表として集計・整理する。

また、上下水道対策部は、応援記録を整理する。

⑦ 応援要請先

第2編 第2章 第4款のとおり

(3) 県及び市町応援職員への後方支援

① 応援給水車受け入れ準備物

- ア) 管内図（全町図で、現在の位置や給水場所が一目できるように書き込んで置く）
- イ) 住宅地図（配水場所等の記入用）
- ウ) 受付票
- エ) 指示書
- オ) 報告書
- カ) 給水袋
- キ) 表示板（給水受付）
- ク) 食料の確認
- ケ) 机、椅子、コピー機
- コ) 記録簿（指示書控え）

② 応援給水車受け入れ作業手順

- ア) 給水受付を設置
 - 机の設置 4 台（資料置き場・記入・指示等） 2 台並列
 - 給水受付表示（大きく判りやすい板）
- イ) 応援給水車の受付
 - 受付簿に記載
 - 駐車場で待機するよう指示をする。
- ウ) 情報収集
 - 上下水道対策部は災害対策本部と連絡密に情報収集に務める。
 - 住民情報や監視システムから断水区域を確認し地図上に記入。
 - 断水区域を特定したら、自治会長に電話連絡しさらに詳しい情報を集める。
 - 上下水道対策部から断水情報を災害対策部に報告する。

エ) 応援給水車への指示

給水指示書に配水箇所や給水場所（耐水貯水池や消火栓）を記入し渡す。

住宅地図に配水箇所を記入し、道順が分かり易くなるよう整理する。

上月支所から現地までの経路をプロットし、町内管内図を応援給水の職員に渡す。

（災害当日は、現場復旧作業等で、給水箇所に職員が案内できないので丁寧に説明すること）

応援職員に現場情報（人口・世帯数）の報告を依頼する。

オ) 応援給水車の配車と確認

給水箇所の自治会長に連絡し、給水車の到着時間や給水量を確認する。

必要な給水箇所の確認（電話で希望される箇所の確認）

給水時間や場所について自治会ごとの防災行政放送を依頼する。

カ) 作業完了報告（受付時に完了後の報告を依頼）

現場情報（人口・世帯数）を確認する。

キ) 翌日の給水計画

応援職員からの給水指示書の現場情報の報告書により、翌日以降の給水計画を策定し、兵庫県水道災害相互応援協定幹事市町事務局や県企業庁管理局水道課へ連絡し、引続きの応援を要請する。

配水指示資料作成（翌日分）については、応援給水車が早朝に来庁することが予想されるため、前日か早朝までに必ず作成すること。

③ 受入体制と後方支援業務

災害対策基本法や各種協定に基づき、他の地方公共団体、関係機関等に対し応援を要請した場合の職員等の受け入れとその後方支援は、次により行う。

ア) 関係対策部への連絡

総務対策部は、応援職員が決定した場合は、当該応援職員等の人員、到着日時等必要な事項を関係する対策部に対し速やかに連絡する。

イ) 受け入れ体制の整備

総務対策部は、下記に示すように応援を求める要請、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。

a) 要請、応援活動等で整理する内容

要請場所、要請作業、要請期間・時間（応援方に対して）

参集場所

応援職員に対する情報提供窓口

応援職員の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先

活動・滞在時間、食糧・飲料水の有無

搬入物資内容・量、返却義務の有無

応援活動実績記録（事故等の記録を含む）

応援職員間の連絡方法

b) 食糧、飲料水、宿泊所等の準備

応援職員は自立できることが原則であるが、自立できない場合、総務対策部は生活対策部に指示し、必要最低限の食糧、飲料水、待機・宿泊場所、駐車場等を準備する。

ウ) 受け入れの手続き等

a) 総務対策部

総務対策部は、応援職員等を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は滞在・宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な連絡事項の確認および案内を行った後、速やかに関係対策部の責任者に引き継ぐものとする。

b) 関係対策部

関係対策部は、当該応援職員等の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで応援職員等との連絡、対応等に当たるものとする。

関係対策部は、応援職員等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等について必要な記録を行う。

- 関係対策部は、1日の業務終了後、速やかに応援活動記録を総務対策部に提出する。
- 総務対策部は各関係対策部からの報告書を取りまとめ、災害対策本部を通じて本部長に提出する。
- c) 相互応援協定に基づく経費負担は、協定書の定めるところによる。

第8款 ヘリコプターの出動要請

(1) 要請する業務内容

災害に際して、次に掲げる応急対策の実施に当たり防災ヘリコプターの支援を必要とするときは、本部長は県知事に対して支援要請を行う。

① 救急活動

- ア) 医師の同乗による緊急患者の搬送及び病院への搬送
- イ) 緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

② 救助活動

- ア) 被災者の捜索及び救助

③ 災害応急対策活動

- ア) 災害等の状況把握及び監視
- イ) 緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送

(2) 支援要請の手続き

県に対する防災ヘリコプターの支援要請は、町長（本部長）及び消防長又はそれらの者から委任された者が、次に示す要請先へ行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を県消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。

なお、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合、要請は災害対策本部事務局に行う。

要請先

(1) 県災害対策本部非設置時

西はりま消防組合 TEL (0791) 76-7300

FAX (0791) 72-7119

(2) 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900

(県災害対策センター内) FAX (078) 362-9911

要請書提出先

(1) 県消防防災航空隊 TEL (078) 303-1192

FAX (078) 302-8119

(3) 受け入れ拠点のヘリポート・宿营地

受け入れ拠点のヘリポート・宿营地は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第6章「広域応援体制」第3「応援要請等」4「受け入れ拠点のヘリポート・宿营地」のとおりとする。

〔実施機関：県、町（統括部、総務対策部）〕

総務対策部は町単独では災害対応が困難であると判断した場合、県に応援要請を行うが、県は災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合、県は関西広域連合に対して応援を要請する。

[illegible]

兵庫県外で大規模な災害が発生し、応援が必要な場合、県は関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体（カウンターパート）に対して必要な応援を実施することとなる。

県は関西広域連合の構成団体として、必要に応じて被災都道府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体災害対策本部との連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を実施することとなる。

町は県から被災自治体への支援要請があった場合、可能な限り被災地支援を行う。

第3節 国土交通省近畿地方整備局への派遣要請及び後方支援

〔実施機関：町（建設農林対策部、統括部、総務対策部）、国土交通省近畿地方整備局〕

本部長は、被害の拡大と二次災害防止に資するため、次の場合、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所防災課（079-282-8508）に派遣要請を行う。

- ・佐用町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- ・その他（佐用町長または国土交通省近畿地方整備局長が必要とする場合）

第1款 応援内容

災害時等の応援は、次に掲げる内容とする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 国土交通省近畿地方整備局長が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- (5) 国土交通省近畿地方整備局長が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要な事項

第2款 リエゾンの受け入れ

町は、国土交通省近畿地方整備局に応援要請をする場合、リエゾンの派遣を要請し、派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保する。

第3款 緊急災害対策派遣隊の受け入れ

町は、国土交通省近畿地方整備局から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をする。

第4款 相互連絡

町及び国土交通省近畿地方整備局の相互連絡は、国土交通省近畿地方整備局から派遣されるリエゾンを通じて行う。

第5款 平素の協力

町及び国土交通省近畿地方整備局は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力する。

第6款 災害対策用機械の貸出に関する経費負担区分

国土交通省の災害対策用機械の貸出に基づく経費負担は、「災害対策用機械の地方公共団体等への貸出に関する運営要領」の定めるところによる。

第7款 国土交通省等派遣職員への後方支援

災害対策基本法や各種協定に基づき、国土交通省近畿地方整備局に対し応援を要請した場合の職員等の受け入れとその後方支援は、次により行う。

(1) 関係対策部への連絡

総務対策部は、国土交通省等の応援職員が決定した場合は、当該応援職員の人員、到着日時等必要な事項を確認し、関係する対策部に対し速やかに連絡する。

(2) リエゾンの受け入れ

総務対策部は、リエゾン（現地情報連絡員）の受け入れを行う場合、原則、災害の全容がわかる災害対策本部に場所等を確保する。

(3) 受け入れ体制の整備

総務対策部は、下記に示すような応援要請や、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。

① 要請、応援活動等で整理する内容

(ア) 要請場所、要請作業、要請期間・時間（応援先に対して）（イ）参集場所（ウ）派遣職員に対する情報提供窓口（エ）派遣職員の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先（オ）活動・滞在時間、食料・飲料水の有無（カ）搬入物資内容・量、返却義務の有無
(キ) 派遣活動実績記録（事故等の記録を含む）（ク）派遣部隊間の連絡方法（リエゾンと調整）等

② 食料、飲料水、宿泊所等の準備

派遣職員は自立できることが原則であるが、自立できない場合、総務対策部は生活対策部に指示し、必要最低限の食料、飲料水、待機・宿泊場所、駐車場等を準備する。

(4) 受け入れの手続き等

① 総務対策部

総務対策部は、派遣職員を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は滞在・宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な連絡事項の確認および案内を行った後、速やかに関係対策部の責任者に引き継ぎを行う。

② 関係対策部

関係対策部は、当該派遣職員の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで派遣職員との連絡、応対等に当たる。

関係対策部は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等について必要な記録を行う。

関係対策部は、1日の業務終了後、速やかに応援活動記録を総務対策部に提出する。

総務対策部は各関係対策部からの報告書を取りまとめ、災害対策本部を通じて本部長に提出する。

第4節 自衛隊への派遣要請及び後方支援

〔実施機関：町（統括部、総務対策部）、西はりま消防組合、県、自衛隊〕

本部長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、本部長は、必要に応じてその旨及び災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知することができる。

※「派遣・応援・支援要請及び後方支援マニュアル」参照

第1款 緊急対策支援要請（系統）

部	要請事項	支援要請系統
県災害対策本部事務局	自衛隊派遣・各種支援要請	中部方面特科連隊第3科←県事務局←県地方本部←町
	へりの出動	陸上自衛隊（第3師団、中部方面特科連隊第3科）←県事務局 県地方本部←町

第2款 派遣要請

本部長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、県民局長及び管轄の警察署長等と十分連絡をとり、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

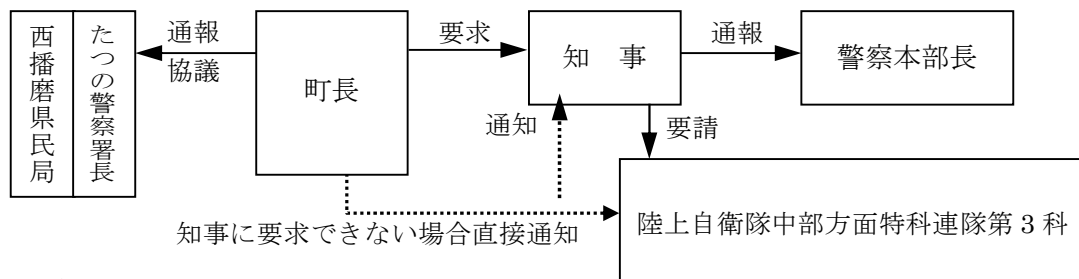
(1) 派遣要請の基準

本部長は、次に掲げる応急対策の実施に当たり、本町の組織等を高度に活用してもなお事態を收拾することができない場合、又は事態が急変し緊急を要する状況にある場合は、自衛隊の派遣を要請する。

- ① 人命救助のため応援を必要とするとき
- ② 町内で大規模な災害が発生し、応急措置に応援を要するとき
- ③ 救助物資輸送のため応援を必要とするとき
- ④ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- ⑤ 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

(2) 派遣要請の要領

① 派遣及び撤収要請手続き経路



② 派遣要請の方法

本部長は、派遣要請の必要があると判断したときは、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し自衛隊を派遣要請するよう求める。

- ア) 災害の状況及び自衛隊派遣を要請する理由
- イ) 派遣を希望する期間
- ウ) 希望する派遣区域及び活動内容
- エ) 派遣部隊の展開場所
- オ) その他の参考となるべき事項
 - ・ 要請責任者の職氏名

- ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・派遣地への最適経路
- ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

本部長は、通信の途絶等により、知事に対して派遣要請ができない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊（中部方面特科連隊第3科）に直接通知することができる。

この場合において、自衛隊はその事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとなっている。

なお、この場合、速やかに自衛隊は知事にその旨を通知しなければならない。

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所定の手続きをとる。

③ 派遣要請・連絡先

ア) 要請先

区 分	所在地
陸上自衛隊中部方面特科連隊第3科	〒670-0881 姫路市峰南町1番70号

イ) 連絡先

区 分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県災害対策課(防災・危機管理班) [災害対策本部未設置時]	TEL(078)362-9988 衛星回線 717-151-3140 FAX(078)362-9911～9912 衛星回線 717-151-6380	TEL(078)362-9900 衛星回線 717-151-5361 FAX(078)362-9911～9912 衛星回線 717-151-6380
県災害対策本部事務局 [災害対策本部設置時]	TEL(078)362-9900 (衛星回線 717-151-5361) FAX(078)362-9911～9912 (衛星回線 717-151-6380)	
西播磨県民局 (総務企画室総務防災課)	TEL(0791)58-2112 衛星回線 717-15187-189-1124 FAX(0791)58-2328	同左
たつの警察署	TEL(0791)63-0110	同左
陸上自衛隊中部方面特科連隊第3科	TEL(079)222-4001 衛星回線 717-984-31～33 内線 238・650、FAX 239	TEL(079)222-4001 衛星回線 717-984-31～33 内線 302、FAX 398
陸上自衛隊第3師団	TEL(072)781-0021 衛星回線 717-985-32・33 内線 735、FAX 233	TEL(072)781-0021 衛星回線 717-985-32・33 内線 301・309、FAX 233

※ 緊急文書をファックスで送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期すること。

※ 自衛隊へのFAXは、電話によりFAX送信の連絡後行う。

(3) 要請する業務内容

自衛隊に要請する業務の内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 行方不明者、負傷者等の捜索救助（最優先で実施）
- ② 車両、航空機等、状況に適した手段による情報収集
- ③ 避難者の誘導、輸送等
- ④ 堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積み込み等
- ⑤ 利用可能な防火用具による消防機関等への協力
- ⑥ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の応急対応等
- ⑦ 被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常、要請者が提供）
- ⑧ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水の支援

- ⑩ 物資の無償貸付又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去
- ⑫ その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(4) 受入体制及び準備

県地方本部は、自衛隊の災害応急対処が迅速かつ効率的に実施できるように、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ① 作業実施期間中の現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- ④ ヘリコプター臨時離着陸場適地

(5) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として町が負担する。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものは除く）の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、その他付帯経費
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動実施中に発生した損害の補償（自衛隊の装備に係るものは除く）
- ⑤ その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義があるときは、本部長と派遣部隊との間で協議する。

(6) 撤収の要請

町長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は自衛隊の応援派遣の必要がなくなったと判断したときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、撤収理由・撤収期日・その他必要事項等、撤収の要請を行う。

第3款 受け入れ体制と後方支援

自衛隊に応援要請した場合、直ちに町の受け入れ体制を整備する。

- (1) 自衛隊との連絡調整は、総務対策部を窓口とする。
- (2) 作業実施期間中の現場責任者、連絡方法及び連絡場所を確認する。
- (3) 他の応急対策、復旧活動と重複のないよう効率的な作業計画を作成する。
- (4) 自衛隊と協議のうえ、派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の受け入れ拠点の準備、ヘリポートの最適地を決定・確認する。
- (5) 自衛隊派遣部隊の活動に必要な装備は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった装備等で自衛隊から要請があった場合は、総務対策部が対応・手配する。
- (6) 自衛隊から食料、飲料水等の要請があった場合は、生活対策部が確保する。

■ 受け入れ拠点のヘリポート・宿营地

第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制と後方支援」7(3)「受け入れ拠点のヘリポート・宿营地」のとおりとする。

第 3 編 物的支援受入計画

第1章 物資受入について

第1節 物資受入について

平時から災害時における被災者等に対する食料、飲料水、物資の調達及び供給対策について定め、町民の方には、食糧や飲料水について最低3日分（7日間推奨：ローリングストック法などの活用）の食料備蓄等を求めている。町は、避難者の状況を詳細な情報を収集し、必要な支援に努める。対応に当たっては、震災などの場合近隣市町村も大きな被害の可能性もあるので、まずは町内においてあらゆる資力を活用して対応を行う。また、近隣市町村などの状況も把握し、必要に応じて国県各市町村への支援を要請する。物資の支援を受けるにあたって、物資を受け入れる体制を構築することが大切であり、受入場所・物資の仕分け・配送など人的な要請も含めて考えておく必要がある。

また、必要な支援を受ける為に、各対策部から避難者の状況を収集し整理を行い対策本部等で必要な支援について協議を行い決定することとし、定期的にプレス発表を行う必要がある。

第2節 主な物資受入対応業務

第1款 初動機への対応

初動機においては、生命にかかわる対策を講じることを最優先とし対策にあたる。

主に次の業務がある。

- ① 供給対象者
- ② 品 目
- ③ 食料、飲料水等の調達
- ④ 炊き出しの場所
- ⑤ 被災者数の把握と炊き出しの決定
- ⑥ 炊き出しの量及び配送場所の決定
- ⑦ 備蓄、外食産業等からの食料の調達及び供給
- ⑧ 食料の輸送、配布等
- ⑨ 炊き出しの広報

第2款 応急期・復旧期の対応

応急期・復旧期においては、避難者の生活を維持することに重点を置き対策にあたる。

主に次の業務がある。

- ① 供給対象者
- ② 品 目
- ③ 食料、物資の必要数及びニーズの把握
- ④ 物資の調達
- ⑤ 募 集
- ⑥ 受 入
- ⑦ 輸送、配分
- ⑧ 保 管
- ⑨ 供 給
- ⑩ ボランティアによる炊き出しの調整
- ⑪ 物資の広報

第2章 物資集積・配送拠点の指定、運送方法

第1節 物資収集

- ① 町在庫にて対応できる場合は、在庫にて速やかに対応する。
- ② 町在庫で対応できない場合は、直ちに対応できる地元事業者の在庫を確認・発注、同時に不足分については協定を締結した企業等に発注する。
- ③ 生活対策部物資班は、備蓄品では物資の供給が不足する場合、町内の事業者又は、「生活物資の確保及び供給に関する協定」に基づき、協定締結先から調達する。さらに、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、あつせんを要請する。
 - a) 供給あつせんを必要とする理由
 - b) 必要な緊急物資の品目及び数量
 - c) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
 - d) 連絡課及び連絡担当者
 - e) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ④ 生活対策部物資班は、発注した物品の発注先・種類・数量等を随時把握する。(地域対策部や避難所への直接配送分を含む)

生活対策部物資班は、ニーズの把握及び「物資の調達状況確認記録」から、各物資の現在備蓄数と必要予測数、備蓄数から必要予測数を差し引いた過不足数を求め、不足物資、過剰物資、物資の追加支援及び支援自粛など、物資募集広報活動方針を検討し、次の例のように「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」を作成する。

※ 広報活動を行ってからその効果が現れるまでに、当然タイムラグが生ずるため、「物資の調達状況確認記録」を作成し、時系列的に調達状況を把握することで、状況の推移、変化を見越した方針とする必要がある。

災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書（例）					
○月○日時点					
1. 物資調達状況					
物資名	現在備蓄数	必要予測数	過不足数	広報媒体	備考
タオル	10,000 枚	8,000 枚	2,000 枚	ホームページ	過剰
軍手	1,000 枚	2,000 枚	▲1,000 枚	報道機関、ホームページ	不足
...					
2. 物資募集にかかる広報活動方針					
タオルについてはすでに過剰となっており、支援の自粛をお願いします。 軍手については不足が見込まれるので、追加支援をお願いします。					

- ⑤ 物資募集広報活動方針の決定
生活対策部物資班長は、生活対策部長、総務対策部長及び統括部広報班長等と方針の妥当性について意見調整をした上で、物資募集広報活動方針を決定する。
※ 協議の結果、「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」の変更等行う。
- ⑥ 物資募集広報活動方針の情報共有
全国からの物資支援に対応するため、統括部広報班、各対策部情報班を始め、全対策部の電話応対職員にまで情報が行き渡るように、情報の共有化を図る。
インターネット等が利用できる場合、掲示板の活用や共有フォルダへの掲上などを行う。インターネット等の利用ができない場合、電話・FAX・物資配給時に連絡を行うなど、状況に応じて最も効果的・効率的な方法を用いて情報の共有化を図る。

⑦ あらゆる媒体を利用した物資募集広報活動

生活対策部生活情報班は、④の「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」の内容の広報及び広報媒体を統括部広報班に依頼する。統括部広報班は、災害の被害状況に応じて利用できるあらゆる媒体を利用して、物資募集の内容を広報する。

なお、支援物資については不足物資を多く集めることのみに広報を行うと、物資が過剰に集まりすぎて、その余剰物資の整理に追われる状況が発生する。このような状況に陥らないため、次に挙げるそれぞれ広報媒体の特性を活かして、必要な物資を必要な数量のみ集めることを意識して慎重かつ臨機応変に活動する。

・報道機関を通じた広報

統括部広報班に「災害物資調達状況及び広報活動方針書」を配布し、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関を通じて広域的な広報を行う。

※ 広域的な発信力・伝播力が高く、全国から多くの支援物資が送られてくることが期待できる反面、詳細な情報が伝わりにくく、またタイムラグが生ずる可能性が高い。そのため、圧倒的に不足する物資に絞って広報を行い、余剰物資が出過ぎないように配慮する。

・インターネットを活用した広報

災害が発生した際、佐用町ホームページは通常バージョンから、文字情報を中心とした容量の少ない災害時バージョンに切り替えることになっており、ホームページ編集用ソフトではなく、ワード・PDFといったソフトで作成し、簡易・即時に掲載することができるので、「支援物資募集の広報活動用ホームページフォーマット」を活用し、佐用町ホームページの災害用特設ページに「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」の内容を掲載し、インターネットを活用した広報を行う。

※ 報道機関ほどではないが、広域的な発信力・伝播力が高く、また詳細な情報を同時に掲載することも可能である。方針書の内容をしっかりと掲載し、タイムラグが生じないようにこまめに更新を行う。

(例)

佐用町では、○月○日に台風○号災害が発生しました。

全国のみなさまから復旧に向け暖かい支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、次のとおり物資の支援をお願いしております。

次の物資支援をお願いしています

物資名	必要数量	物資名	必要数量
軍手	2, 000枚	・・・	

なお、次の物資はみなさまからのご支援のおかげをもちまして、現在不足しておりません。お送りいただいてもみなさまのお志に沿った形で、活用することが難しいと思われますので、誠に勝手ながら送付を自粛いただきますようお願いいたします。

次の物資支援の自粛をお願いしています

タオル、・・・

また、生鮮食品等につきましては、せっかく送付いただいても消費期限の問題により、活用することが難しいと思われますので、自粛のほどよろしく願います。

・電話対応による広報

「災害物資調達状況及び物資募集広報活動方針書」を電話対応に当たる関係職員に配布し、電話にて物資支援の申し出に対応する。また、相手方がFAXの利用できる場合には、FAXを活用することも考慮する。

※ 発信力・伝播力はないが個別対応ができるので、必要な物資は支援を求め、過剰な物資は断ることができる。特に過剰な物資を断ることについて、相手方の支援の志を尊重しながらも、状況説明をしっかりと行い自粛してもらうよう、対応職員に徹底する。

・県及び応援市町の協力による広報

特に災害が大規模で、インフラの被害が甚大、人手不足などの原因により、本町のみで広報活動が十分に行えない事態が発生した場合には、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」及び「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」を締結しており、県及び各市町に、「災害物資調達状況及び広報活動方針書」の内容を電話・FAXなどで伝え、県及び各市町のホームページへの掲載、防災行政無線での放送などの広報を協力依頼する。

⑧ 時宜に応じた広報活動

災害の状況の変化に伴い、必要となる物資あるいは必要ではなくなる物資も変化していく。それに合わせて、広報内容、広報活動の仕方を見直し、時宜に応じた広報活動を展開していくため、⑥から⑦の業務を可能な限り細やかに繰り返し行う。

また、広報活動を通じて得た情報について、生活対策部物資班の物資調達担当へフィードバックを行い、支援物資だけでは賄いきれない部分について、民間企業との災害時応援協定を活用した直接発注を促すなど、連携を密にして無駄のない物資調達をサポートする。

第2節 物資受入

①生活対策部物資班は、町に対して大量の生活必需品が救援物資として届けられるが、これらを円滑に受け入れし、避難所や居宅で避難生活する被災者に速やかに配布できる体制を整える。

■ 受入場所例

佐用郡佐用町本位田途	佐用町立佐用中学校
佐用郡佐用町円光寺	笹ヶ丘ドーム

②冷蔵庫、テレビ、車両を含めた大型物資は、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は受け入れ体制を整える。

第3節 輸送、配分、保管、供給

第1款 輸送

- ① 生活対策部物資班は、建設農林対策部に安全な配送ルートを確認し、搬送可能な経路を把握する。
- ② 生活対策部に物資を集約する場合、災害発生直後については、原則役場本庁舎とし、災害の状況に応じて、佐用町子育て支援センター等を利用する。ただし、後日調達する物資や搬入される救援物資等の取り扱いについては、災害の状況により決定する。
- ③ 物資の輸送は、供給先まで搬送するよう調達事業者等に要請する。
調達事業者が輸送できない場合や、物資集積場所に到着した物資については、生活対策部物資班及び各地域対策班が供給先（避難所等）まで輸送する。

第2款 配分

- ① 物資等については、不足が生じている場合には、原則、公平性を確保するために、全員に配給できるようになるまでは行わないものとする。

第3款 保管

- ① 保 管
ア) 教育対策部避難所支援班及び生活対策部物資班は、物品・食料の受理については、受理時間と数を控え、食料の保管は、食材等が痛みにくい場所に保管するとともに、古くなったものは処分する。
イ) 食料の配布については、食中毒等が発生する可能性を考え、食事の種類（炊き出し作成場所・弁当事業者名等）ごとに、配給した方の世帯主名及び数量を記入することとする。

第4款 供給

① 供 給

ア) 避難所における食料、物資の配付は、原則として各班の物資係を通し配付する。

イ) 自治会における食料、物資の配付は、原則として自治会の物資班を通し配付する。

ウ) 物品の配布については、同じ人物が複数受け取ることによる不公平が生じないように物品配給受領確認一覧表に配布者記録をとることとする。

供給物資は責任者（職員、施設管理者等）が受領し、自治会等の物資担当者が受取り被災者に配布する。この際、物資収受記録帳に記帳する。

② ボランティアによる炊き出しの調整

教育対策部避難所支援班及び生活対策部物資班は、ボランティアセンター及び社協と調整し、ボランティアによる炊き出しの食数を確認し、炊き出し数を調整する。

③ その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、被災者のニーズと支援物資在庫量の把握を行う。

※ 県及び町は、医薬品等の集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。

第3章 避難所等における物資の必要量・供給量の把握

各避難所に食料・物資等配給依頼書により、物資、食料・飲料水などの必要数を取りまとめる。記入にあたっては避難者並びに在宅被災者について取りまとめる。翌日分の数については、避難所状況報告により、教育対策部を通して、生活対策部に伝達する。

物品・食料の受理については、食料・物資等受け払い簿により受理時間と数を控え、食料の保管は、食材等が痛みにくい場所に保管するとともに、古くなったものは処分する。

食料の配布については、食中毒等が発生する可能性を考え、食事の種類（炊き出し作成場所・弁当事業者名等）ごとに、配給した方の世帯主名及び数量を、食料配給受領確認一覧表に記入することとする。

物品の配布については、同じ人物が複数受け取ることによる不公平が生じないように、物品配給受領確認一覧表に配布者記録をとることとする。

第4章 応援要請一覧

応援要請に関する事は、町受援計画第2編 第2章のとおりとする。

■ 災害時等応援協定物資応援締結状況（令和6年12月 佐用町）

No	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先
1	H8. 7. 1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	災害	兵庫県2市1町 岡山県2市1村
2	H18. 3. 27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	災害	西播磨地域5市5町
3	H24. 8. 30	播磨広域防災連携協定	災害	播磨地域13市8町
4	H18. 11. 1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	災害	兵庫県及び県内市町
5	H10. 3. 16	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	災害	兵庫県、県内市町、県内企業団、 日水協県支部及び県簡水協会
6	H18. 12. 1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	マックスバリュ西日本株式会社
7	H18. 12. 1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	NP0 法人コメリ災害対策センター
8	H24. 1. 25	災害時等における応急対策活動に関する協定	災害	佐用郡土木組合
9	H26. 2. 27	災害時における支援協力に関する協定	災害	一般社団法人兵庫県LPガス 協会西播西支部佐用地区会
10	H27. 11. 4	災害時における物資等の確保に関する協定	災害	生活協同組合コープこうべ
11	R2. 8. 6	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	災害	セツカートン株式会社、Jパ ックス株式会社
12	R3. 2. 15	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	災害	一般社団法人兵庫県トラック 協会

第4編 災害ボランティア受入計画

第1章 災害ボランティア活動の派遣要請及び受け入れ

医療健康対策部は、災害ボランティア窓口とし、災害発生直後からのボランティア等からの問い合わせに対応し、災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という）立ち上げに必要な情報収集や調整業務を行うとともに、災害VC設置について判断を行い、社会福祉協議会に対し災害VCの設置要請を行う。災害VCを設置する場合、医療健康対策部は災害VCに職員を派遣する。設置後は、定期的な連絡・調整及び庁内関係部局のニーズの集約・調整を主な業務とする。

また、一般ボランティアでの対応が困難と判断される場合、県に対し、災害救援専門ボランティアの派遣を要請する。

※「ボランティア受入、社会福祉協議会との調整に関するマニュアル」参照

第1節 事前対策

災害時の円滑なボランティア支援を行うことができるよう、各関係機関との連携を構築し、職員や住民を対象とした研修や訓練、啓発などを行う。

(1) ボランティア関係機関との協議・連携

災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災害VCの設置・運営にかかわる社会福祉協議会や町ボランティア連絡会、日赤奉仕団、災害ボランティア登録者等と定期的に「防災ネットワーク会議」を開催し、平時から相互にコミュニケーションを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。

(2) 災害ボランティア支援体制の整備

- ① 職員に対し災害ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の習得を図るとともに、住民に対する普及を図るための各種研修、講演会を実施する。
- ② 防災訓練等に災害VCの設置・運営訓練を組み込む。
- ③ 災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会の開催等に対して、積極的に支援を行う。

■ 災害時等応援協定等締結状況（令和6年12月 佐用町）

No	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先 締結者
1	H20. 4. 1	佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	災害	社会福祉法人佐用町社会福祉協議会、佐用町

第2節 災害ボランティア関連情報等の収集・提供

医療健康対策部は、災害対策本部が把握している地域内の被災状況、交通・ライフラインの状況、各関係団体の活動状況など、災害VC開設の有無に必要な情報を収集する。また、災害VC開設の有無が確定するまでの問い合わせについても対応する。

第3節 災害対策本部での災害VC開設の必要性の検討

医療健康対策部は、社会福祉協議会代表者に対し災害対策本部会議に出席を求め、災害の規模、被害状況等、様々な情報を総合的に勘案し、社会福祉協議会等との情報交換・協議を行ったうえで、災害VCの開設が必要かどうかの判断を下す。

佐用町社会福祉協議会

〒679-5213 佐用町東徳久 1946 南光地域福祉センター内

電話 78-0830・78-1212 F A X 78-1700

第4節 災害VC設置の公表

医療健康対策部は、災害VCの設置について、災害対策本部に報告する。災害対策本部は、災害VCの設置について記者発表を行うとともに、ホームページ、防災行政無線等の広報媒体を活用し、問い合わせ連絡先などを明確にする。

第5節 ボランティアからの問い合わせへの対応

医療健康対策部は、災害VC立ち上げまでの間、医療健康対策部等に殺到するボランティア希望者及び被災者からの問い合わせに対し、現地の被災状況や災害VCの開設に関する情報などを提供する。

第6節 災害VCの立ち上げ準備と支援

- (1) 医療健康対策部と災害VC派遣職員（常駐）は、「佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」（町防災計画資料編）に基づき、社会福祉協議会と連携して立ち上げの準備と支援を行う。また、学校等避難所となる施設の管理者などへの連絡及び情報提供を行う。
- (2) 医療健康対策部と災害VC派遣職員（常駐）は、場所の提供や必要資機材の貸与、または借用の支援を行う。被害の状況によっては、支部の設置を検討する。
- (3) 運営資機材等については、社会福祉協議会の備蓄資機材を活用し、不足する分については町が貸与、または県民局を通じて県の災害ボランティア用備蓄物資や、町とマックスバリュ西日本及びNPO法人コメリ災害対策センターとの「生活物資の確保及び供給に関する協定」等により調達する。
- (4) 災害VCには複数の電話回線が不可欠であり、町から通信事業者に対し、災害対策用として臨時電話の設置を要請する。またブロードバンド回線の確保にも配慮する。

第7節 関係団体や災害対策本部との連絡調整

- (1) 災害ボランティア活動に関する協力・連携が想定される関係機関、団体や報道機関等に対し、事前の情報提供や災害VCが設置された場合の協力依頼を行う。
- (2) 災害対策本部内の各対策部間の連携が円滑に行われるよう、各対策部との連携を密にし、災害対策本部内の体制強化を図る。また、専門ボランティアの活動支援を行うことが想定される関連部署の明確化も事前に行っておく。

第8節 災害VC運営への支援

- (1) 「佐用町災害ボランティアセンターマニュアル」に基づき運営する。
- (2) 災害VCとの連携を図るため、災害VCに行政職員を1名派遣常駐させ、医療健康対策部と連携を密にする。
- (3) 常駐職員は災害VCのスタッフ会議に出席する。
- (4) 災害VC代表者への災害対策本部会議への案内をする。
- (5) 災害VCが収集したニーズのうち、医療健康対策部等が対応すべきものの受付・調整を行う。
- (6) 行政の相談窓口に寄せられた被災者のニーズや、安否確認、保健指導等の際に収集したニーズのうち、ボランティアに支援を依頼するものの取りまとめや依頼を行う。

第9節 専門ボランティアのコーディネート

県災害救援専門ボランティアや重機を使用する企業ボランティア等

- (1) 医療や建築等の専門的な知識を有するボランティアについては、災害関連制度との調整が求められるため、日頃から関わりが深く、災害時においても被災状況を直接把握できる医療健康対策部がコーディネートすることとし、情報の一元化をはかるために医療健康対策部を通じて、災害VCへ情報を提供する。
- (2) 災害VCの常駐職員は、一般のボランティア活動を通じて専門ボランティアに対するニーズが集まるため、医療健康対策部を通じて専門ボランティアの依頼・調整を行う。

- (3) 県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救助隊－「HEART－PHOENIX」）の活動分野は、次のとおりである。

分 野	活動内容	資格要件
救急・救助	救助救急、避難誘導など	消防、警察業務経験者
医療	医療活動支援	医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士
介護	要介護者への対応、介護指導	介護福祉士等
建物判定	建物の危険度を判定する調査を実施し、使用の可否を判定する。	応急危険度判定士
手話通訳	聴覚障がいのある人の通訳にあたる	手話上級コース修了者等
情報・通信	避難所間の調整や避難所の要請を行政機関へ伝達する	アマチュア無線技士 普通自動二輪車免許取得者
ボランティアのコーディネート	ボランティアの指導	ボランティア団体等でリーダーとして一定の活動歴がある人
輸送	バス、トラック、船舶による資機材等の輸送	車両、船舶を有する団体等

第 10 節 災害ボランティアの受入体制

- (1) 県及び町は、県内で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、町では受入・紹介窓口を、県では県社会福祉協議会が運営するひょうごボランティアプラザにその支援窓口を開設する。

■ 災害ボランティアの主な活動内容

- ・ 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ・ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ・ 救援物資、資機材の配分、輸送
- ・ 軽易な応急・復旧作業
- ・ 災害ボランティアの受入・紹介事務

- (2) 県は、県災害対策本部でボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局（地方本部）にも担当を設ける。また町においても、医療健康対策部及び社会福祉協議会に担当者を設ける。

第 11 節 災害ボランティアの受け入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受け入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- (1) 被災地の住民・自治会のボランティア受け入れについての意向に配慮する。
- (2) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。
- (3) ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにする。
- (4) ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知する。
- (5) ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努める。
- (6) ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮する。
- (7) 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催する。
- (8) 医療健康対策部及び社会福祉協議会は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

平成 27 年 11 月 26 日 策定
平成 29 年 12 月 15 日 第 1 回改定
令和 5 年 2 月 27 日 第 2 回改定
令和 7 年 3 月 31 日 第 3 回改定

令和 7 年 4 月 発行

事務局 佐用町役場企画防災課

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
TEL 0790-82-0664
FAX 0790-82-0492